

浜松市における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する指針

(指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する指針の基本取扱方針)

第1条 指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、「指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の人員、設備及び運営に関する指針について」(平成27年4月30日老振発0430第1号、老老発第0430第1号、老推発0430第1号)において定める「指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針」(以下「国指針」という。)において定める基準のほか以下に定めるものとする。

(宿泊サービスの提供)

第2条 宿泊サービス事業者が宿泊サービスを提供するのにあたり、国指針第1の3に掲げる基準に加え、利用者の日常生活上の世話をを行う家族等のやむを得ない事情により連続した利用が予定されている場合においては、利用者に連続して宿泊サービスを提供する日数の上限は原則30日とし、また、宿泊サービスを提供する日数については介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項に規定する要介護認定の有効期間又は同条第2項に規定する要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにするものとする。

(設備及び備品等)

第3条 宿泊サービス事業所における、宿泊室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備の基準については、国指針第3の2の(2)に掲げる設備及び備品等に加え、次の各号に掲げる設備を設けるものとする。

- 一 便所 適切な数を有すること。
- 二 浴室 利用者の需要を満たすことができる適切な規模を有すること。
- 三 洗面設備 利用者の需要を満たすことができる適切な規模を有すること。

(非常災害対策)

第4条 宿泊サービス事業所における、非常災害対策の基準については、国指針第4の13に掲げる内容に次の各号に掲げる内容を加えるものとする。

- 一 宿泊サービス事業者は、周辺の環境を踏まえて、かつ、地震、風水害、火災その他非常災害の種別に応じて非常災害に関する具体的計画を作成すること。
- 二 定期的に夜間を想定した避難、救出その他必要な訓練等を行うに当たっては、地

域で実施される防災訓練に参加する等地域との連携に努めること。

三 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス従業者を防災に関する研修に参加させる等宿泊サービス従業者の防災教育に努めること。

四 宿泊サービス事業者は、非常災害に備え食料、飲料水その他生活に必要な物資の備蓄に努めること。

(宿泊サービスを提供する場合の届出)

第5条 国指針第4の20中に定める別紙様式は、浜松市指定居宅サービス事業者等の指定に関する取扱要綱に定める別記様式とする。

附 則

この指針は、平成27年7月9日から施行する。